

令和3・4年度 南部水道企業団

コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領

1. 受付期間 令和3年2月1日(月)から令和3年2月28日(日)【郵送時は期間内当日消印有効】

日 時 (業務時間) 8時30分から17時15分

2. 場 所 南部水道企業団 総務課

3. 問合せ先 〒901-0494 八重瀬町字東風平1473番地2 南部水道企業団

及び

郵 送 先 担当部署 総務課 TEL (098) 998-5018 (業務時間8時半から17時15分)

4. 提出方法

(1) 申請書を上記の場所に郵送(新型コロナウイルス感染防止対策の為、郵送でお願いします。)

(2) 申請書類は、A4版S型フラットファイル(ピンク)に綴ってください。

(3) ファイルの表紙、背表紙に①入札参加資格審査申請書、②測量及び建設コンサルタント等、

③商号を表記してください。【別図】

(4) 書類番号のインデックスを貼ってください。

(5) 資格の有効期限 (令和3年4月1日から令和5年3月31日)

(6) 各証明書は、提出日の3カ月以内に発行されたものを提出してください。

5. 提出書類一覧表

| No. | 提出書類 | 説明 |
|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書 | 様式 - 1 |
| 2 | 営業証明書の写し | 関係町内【八重瀬町、南風原町】に本社、支社、営業所、出張所がある場合 |
| 3 | 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の写し | 沖縄県に提出した写し |
| 4 | 経営規模等総括表の写し | 沖縄県に提出した写し |
| 5 | 技術職員有資格者リストの写し | 沖縄県に提出した写し |
| 6 | 登記簿謄本の写し | 法人の場合 |
| 7 | 代表者の身分証明書の写し | 個人営業の場合 |
| 8 | （市・町・村）納税証明書の写し | 事務所所在地の証明書を提出すること。 県外業者は必要ありません。ただし、県内に事務所等があれば必要。 ※営業所が関係町内【八重瀬町、南風原町】にある場合は、両町の納税証明書も必要です。 |
| 9 | 県税納税証明書の写し | 直近2年度分の法人事業税、又は個人事業納税証明書を提出すること。県外業者 |

| | | |
|----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| | | は、必要ありません。ただし、県内に事業者等があれば必要。 |
| 10 | 国税納税証明書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・法人（その3の3） 提出 ・個人（その3の2） 提出 |
| 11 | 社会保険加入証明書の写し | <p>完納証明書を提出（健康保険、厚生年金）</p> <p>未加入の場合は、未加入理由書を提出。</p> |
| 12 | 労働保険加入証明書（労災、雇用）の写し | <p>労働基準監督署又は、公共職業安定所発行の証明書を提出（適用が除外されている場合を除く）未加入の場合は、未加入理由書を提出。</p> |
| 13 | 登録証明書又は通知の写し | 営業に関し、法律に基づく登録の証明書 |
| 14 | 測量等実績調書の写し | 沖縄県に提出した写し |
| 15 | 営業経歴書の写し | 沖縄県に提出した写し |
| 16 | 業者カードの写し | 沖縄県に提出した写しを提出 |
| 17 | 委任状 | <p>支店又は営業所へ契約等の権限を委任する場合。委任状（様式-2）及び使用印鑑届出書を提出してください。</p> |

注1）郵送で送られた書類の不備時に備え、申請書に担当者氏名を記載してください。

注2）申請受付後の写し【受付押印】は、後日 PDF データをメール致します。

6. 申請後の変更届

入札参加資格審査以後、以下の事項に変更がある場合は、変更届書を速やかに提出してください。

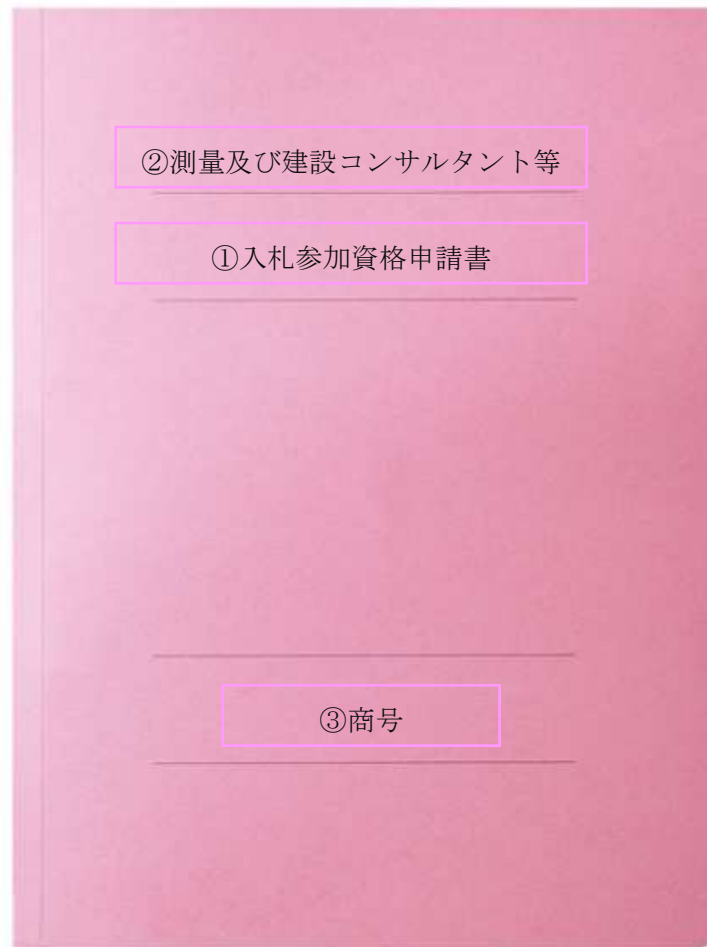
注) 様式は、沖縄県の様式を準用してください。

・提出書類一覧表

| No. | 変更事項 | 添付書類 |
|-----|-------------------|---------------------------------------|
| 1 | 商号名称の変更 | 商業登記簿（法人業者のみ、写し可。個人業者の場合は、変更届出書だけで可。） |
| 2 | 所在地の変更 | 商業登記簿（No.1 同じ） |
| 3 | 代表者の変更 | 商業登記簿（No.1 同じ） |
| 4 | 電話及び FAX 番号 | 変更届出書のみ |
| 5 | 合併、営業譲渡などによる事業の承継 | 合併、営業譲渡などに関する公正取引委員会の届出受理書ほか確認書類の写し |
| 6 | 相続による事業の承継 | 相続を証する書類等の写し |
| 7 | 廃業 | 廃業届（写し） |

【別図】

4. 提出方法
(3)・表紙



ピンク・A4タテ

【別図】

4. 提出方法
(3)・背表紙

